

川崎市立学校の教職員の出産及び休業に伴う代替教職員の臨時的任用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立学校の教職員に係る産休代替教職員及び育休代替教職員及び配偶者同行休業代替教職員の臨時的任用、勤務時間、給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 川崎市立学校に勤務する教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。
- (2) 学校栄養職 川崎市立学校に勤務する学校栄養職をいう。
- (3) 学校事務職 川崎市立学校に勤務する学校事務職をいう。
- (4) 教職員 第1号から第3号までを総称する。
- (5) 産休教職員 川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第12号）第8条及び別表第3の規定に基づく職員の出産に係る特別休暇（以下「出産休暇」という。）を受ける教職員をいう。
- (6) 育休教職員 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第2条第1項の規定に基づき育児休業をする教職員をいう。
- (7) 配偶者同行休業職員 地方公務員法第26条の6第1項の規定に基づき配偶者同行休業をする教職員をいう。
- (8) 産休代替教職員 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号。以下「産休法」という。）第3条第1項の規定により臨時的に任用される教職員をいう。
- (9) 育休代替教職員 育休法第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される教職員をいう。
- (10) 配偶者同行休業代替教職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項2号の規定により臨時的に任用される教職員をいう。

(11) 産休等教職員 産休教職員及び育休教職員、配偶者同行休業教職員を総称する。

(12) 産休等代替教職員 産休代替教職員及び育休代替教職員、配偶者同行休業代替教職員を総称する。

(任用要件)

第2条の2 産休等代替教職員は、産休等教職員があり、産休等代替教職員を任用しなければ川崎市立学校の円滑な運営に支障をきたすおそれがあると教育委員会が認める場合に、任用することができる。

ただし、職員の配置換えその他の方法により、当該事由に関わる業務を処理することができる場合についてはこの限りでない。

(産休等代替教職員の任用)

第3条 産休等代替教職員は、地方公務員法第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条に規定する欠格事由に該当しない者で、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるもののうちから選考し、川崎市公立学校教職員採用候補者等の健康診断取扱い要綱(昭和55年8月1日付け、川崎市教育委員会教育長決裁)第2条に規定する健康診断において異常がない旨を確認の上、任用する。

- (1) 教諭及び養護教諭 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定により授与する各相当学校等の相当免許状を有する者
- (2) 実習助手 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると教育委員会が認める者
- (3) 学校栄養職 栄養士法(昭和22年法律第245号)の規定により授与する栄養士免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又は経験を有すること
- (4) 学校事務職 大学卒業又は大学卒業と同等の資格があると認められる者

2 産休等代替教職員の選考は、任用しようとする職に必要な職務遂行能力の有無について、面接、健康診断その他教育委員会が必要と認める方法により行うものとする。

(職名)

第4条 産休等代替教職員の職は、次の表の産休等教職員の職の区分に応じ、同表の産休等代替教職員の職の欄に掲げる職とする。

産休等教職員の職の区分	産休等代替教職員の職
教頭、総括教諭、教諭、助教諭、講師	教諭
総括教諭（養護教諭）、養護教諭、養護助教諭	養護教諭
実習助手	実習助手
総括教諭（栄養教諭）、栄養教諭、学校栄養職	臨時学校栄養職
学校事務職	臨時学校事務職

（任用期間）

第5条 次の各号に掲げる産休等代替教職員の任用期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 産休代替教職員

ア 採用時においては、産休教職員の出産休暇の期間及びそれに引き続く、事務引継ぎに要する出産休暇の期間の前2日（その日が勤務を要しない日又は休日に当たるときはその日（勤務を要しない日又は休日が引き続いている場合はその引き続く休日等の全期間）の前日若しくは前々日までの日。以下「休暇等前事務引継日」という。）のうち教育委員会が必要と認める期間

イ 産前の任用期間中に産休教職員が出産しない場合は、任用期間を2週間延長するものとする。

ウ 産休教職員の出産後は、出産休暇の期間及びそれに引き続く、事務引継ぎに要する出産休暇の期間の後1日（その日が勤務を要しない日又は休日に当たるときはその日（勤務を要しない日又は休日が引き続いている場合はその引き続く休日等の全期間）の翌日までの日。以下「休暇等後事務引継日」という。）の期間のうち教育委員会が必要と認める期間

(2) 育休代替教職員 育休教職員の育児休業の期間並びにそれに引き続く休暇等前事務引継日及び休暇等後事務引継日の期間のうち、教育委員会が必要と認める期間

(3) 配偶者同行休業代替教職員 配偶者同行休業教職員の配偶者同行休業の期間並びにそれに引き続く、休暇等前事務引継日及び休暇等後事務引継日の期間のうち、教育委

員会が必要と認める期間

(校長の意見具申等)

第6条 校長は、次の表に掲げる発令区分及び意見具申事由の欄の区分に応じ、産休等代替教職員の任用その他の進退（以下「任用等」という。）に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

発令区分		意見具申事由	様式	添付書類
任用	A	新たに産休代替教職員として任用する場合	臨時的任用（産休等代替）教職員任用等意見具申書（第1号様式）	出産予定証明書又はその写し
	B	新たに育休代替教職員として任用する場合		母子健康手帳の出生届出済証明の写し
更新	C	出産遅延に伴い産休代替教職員の任用期間を更新する場合		出産予定証明書又はその写し
	D	出産に伴い産休代替教職員の任用期間を更新する場合		出産証明書又はその写し
	E	産休代替教員から引き続き同一の産休等教職員に係る育休代替教職員として任用期間を更新する場合		母子健康手帳の出生届出済証明の写し
	F	育児休業期間の延長又は再延長に伴い任用期間を更新する場合		母子健康手帳の出生届出済証明の写し

(勤務時間等)

第7条 産休等代替教職員の勤務時間、週休日、休憩時間、休日、時間外勤務、週休日の振替及び休暇等については、任用期間の定めのない常勤の教職員の例による。

第8条 削除

(職務に専念する義務の免除)

第9条 産休等代替教職員の職務に専念する義務の免除については、任用期間の定めのない常勤の教職員の例による。

(給与等)

第10条 産休等代替教職員の給与及び旅費は、任用期間の定めのない常勤の教職員の例により支給する。

2 前項の場合において、60歳に達した年度末後に任用される産休等代替教職員の初任給の決定に当たっては、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定める号給を上限とする。

(1) 行政職給料表(1) 2級32号給

(2) 医療職給料表(2) 2級32号給

(3) 高等学校教育職給料表 2級38号給(実習助手にあつては、1級44号給)

(4) 義務教育諸学校教育職給料表 2級46号給(実習助手にあつては、1級42号給)

3 第1項の場合において、60歳に達した年度末後に任用される産休等代替教職員については、川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第29号)第14条第2項、第15条第2項及び第16条の7の再任用職員についての規定を準用し、退職手当は支給しない。

(異動)

第11条 産休等代替教職員を異動させる場合は、産休等教職員が職務に復帰した場合等やむを得ない場合に限るものとする。

(辞職)

第12条 産休等代替教職員が辞職をしようとするときは、原則として1月前までに辞職申出書(第2号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、産休等代替教職員の任用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(旧取扱いの廃止)

2 臨時的任用教職員の給与等の取扱いについて（昭和53年9月4日付け53川教職第151号により依頼、昭和53年9月8日付け53川人委第206号により承認）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第6条の規定により与えられた年次休暇の繰越しについては、なお従前の例による。

(旧要綱の廃止)

3 川崎市立小学校、中学校、聾学校及び養護学校の県費負担の臨時的任用職員の任用手続等に関する要綱（12川教職第456号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日（平成30年6月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日（平成31年3月25日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱第10条第1項の場合において、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、川崎市職員の給与に関する条例第14条第2項中「100分の130（再任用職員にあっては、100分の72.5）」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）、12月に支給する場合には100分の137.5（再任用職員にあっては、100分の80）」と読み替えるものとする。